

議会運営委員会次第

令和8年5月29日
議会運営委員会室

1 開 会

※ 議長あいさつ

2 協議事項

- | | |
|------------------------|-----|
| (1) 6月定例会提出予定議案の概要について | 資料1 |
| (2) 6月定例会の会期・日程について | 資料2 |
| (3) 6月定例会質問実施細目について | 資料3 |

3 その他

4 閉 会

資料 1

令和8年6月県議会定例会提出議案一覧

〈 議案：25件 〉

1 補正予算 2件

- 議案第1号 令和8年度宮崎県一般会計補正予算（第1号）
議案第2号 令和8年度宮崎県公営企業会計（地域振興事業）補正予算（第1号）

2 条例 7件

法令改正等による規定の整備のための改正 7件

- 議案第3号 県税の課税免除等の特例に関する条例の一部を改正する条例
議案第4号 宮崎県立病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
議案第5号 知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例
議案第6号 公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
議案第7号 宮崎県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例
議案第8号 宮崎県認定こども園の認定基準に関する条例等の一部を改正する条例
議案第9号 宮崎県監査委員条例の一部を改正する条例

3 条例以外 14件

- 議案第10号 工事請負契約の変更について
議案第11号 工事請負契約の変更について
議案第12号 工事請負契約の変更について
議案第13号 工事請負契約の変更について
議案第14号 工事請負契約の変更について
議案第15号 工事請負契約の変更について

議案第16号	工事請負契約の変更について
議案第17号	財産の取得の変更について
議案第18号	宮崎県総合計画の変更について
議案第19号	公安委員会委員の任命の同意について
議案第20号	収用委員会委員の任命の同意について
議案第21号	収用委員会委員の任命の同意について
議案第22号	収用委員会予備委員の任命の同意について
議案第23号	公立大学法人宮崎県立看護大学が徴収する料金の上限の変更について

4 報告承認 2件

(1) 専決処分の承認 2件

報告第1号	宮崎県税条例の一部を改正する条例
報告第2号	アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の種別割の特例に関する条例の一部を改正する条例

〈 議案以外：10件 〉

5 報告 10件

- ・ 損害賠償額を定めたことについて
- ・ 宮崎県育英資金の債権管理上必要な訴えの提起、和解及び調停について
- ・ 令和7年度宮崎県繰越明許費繰越計算書
- ・ 令和7年度宮崎県事故繰越し繰越計算書
- ・ 令和7年度宮崎県公営企業会計（電気事業）予算繰越計算書
- ・ 令和7年度宮崎県公営企業会計（工業用水道事業）予算繰越計算書
- ・ 令和7年度宮崎県公営企業会計（電気事業）継続費繰越計算書
- ・ 令和7年度宮崎県公営企業会計（工業用水道事業）継続費繰越計算書
- ・ 令和7年度宮崎県公営企業会計（地域振興事業）継続費繰越計算書
- ・ 令和7年度宮崎県立病院事業会計予算繰越計算書

令和8年6月県議会定例会提出議案の概要

1 予算案の概要

今回の補正は、国庫補助決定に伴うもの及びその他必要とする経費について、措置するものです。

補正額は、

一般会計	14億607万6千円
公営企業会計	800万円

です。

この結果、一般会計の予算の規模は、6,913億5,607万6千円となります。

今回の補正予算による一般会計の歳入財源は、

国庫支出金	10億2,356万4千円
繰入金	3億1,392万円
諸収入	399万2千円
県債	6,460万円

です。

なお、今回の補正予算の主な内容は、次のとおりです。

一 般 会 計 歳 出 一 覧

(単位:千円)

款 別	補正前の額	今回補正額	計
総 務 費	50,098,832	37,059	50,135,891
衛 生 費	25,984,483	532,002	26,516,485
農 林 水 産 業 費	54,010,900	212,951	54,223,851
土 木 費	79,201,329	18,376	79,219,705
教 育 費	139,851,350	455,688	140,307,038
災 害 復 旧 費	18,692,648	150,000	18,842,648
一 般 会 計 合 計	689,950,000	1,406,076	691,356,076

公 営 企 業 会 計 歳 出 一 覧

(単位:千円)

会 計 名	補正前の額	今回補正額	計
地 域 振 興 事 業	38,631	8,000	46,631
公 営 企 業 会 計 合 計	68,794,250	8,000	68,802,250

○ 災害復旧事業

(単位:千円)

事業名	補正前の額	今回補正額	計
自然公園災害	0	150,000	150,000
合計	18,642,648	150,000	18,792,648
公共計	108,287,868	150,000	108,437,868

○ 主な事業

- ⑨ 自然公園等施設災害復旧事業(自然環境課) 150,000千円
自然公園等の施設が災害により被害を受けた際、速やかに復旧を行うための経費
- ⑩ 鳥獣被害対策アップデート事業(農業普及技術課) 93,731千円
(補正後:866,180千円)
市町村等に対して、鳥獣の侵入防止柵の整備に要する費用の補助等を行うとともに、野生イノシシの豚熱感染拡大を受けたジビエ利活用推進等に取り組むための経費
- ⑪ 県立高等学校等教育改革体制強化事業(高校教育課) 7,463千円
県立高校等における教育改革の推進に向け、他県先行事例を踏まえた実行計画の策定や高校魅力化に関する評価・分析等を行うための経費
- ・ 宮崎県体育館解体工事実施設計(スポーツ振興課) 16,230千円
(旧) 宮崎県体育館の解体工事に係る設計を行うための経費

2 特別議案の概要

【条例 7 件】

○ 議案第 3 号 県税の課税免除等の特例に関する条例の一部を改正する条例（税務課）

地域再生法第 17 条の 6 の地方公共団体等を定める省令の改正により、地方税の課税免除等の適用期限が延長されたことに伴い、関係規定の改正を行うものである。

○ 議案第 4 号 宮崎県立病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例 （病院局経営管理課）

地方自治法の改正に伴い、関係規定の改正を行うものである。

○ 議案第 5 号 知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例 （人事課行政改革推進室）

地方自治法等の改正に伴い、関係規定の改正を行うものである。

○ 議案第 6 号 公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（企業局総務課）

地方自治法の改正に伴い、関係規定の改正を行うものである。

○ 議案第 7 号 宮崎県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例 （国民健康保険課）

前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定に関する政令が改正されたことに伴い、関係規定の改正を行うものである。

○ **議案第8号 宮崎県認定こども園の認定基準に関する条例等の一部を改正する条例**
(こども政策課)

幼保連携型認定こども園の学級の編成、職員、設備及び運営に関する基準等の改正に伴い、関係規定の改正を行うものである。

○ **議案第9号 宮崎県監査委員条例の一部を改正する条例** (監査事務局)

地方自治法の改正に伴い、関係規定の改正を行うものである。

【条例以外14件】

○ 議案第10号 工事請負契約の変更について（道路建設課）

防災・安全社会資本整備交付金事業国道327号佐土の谷工区（仮称）3号トンネル工事（1工区）の請負契約の変更について、議会の議決に付すべき契約に関する条例第2条の規定により、議会の議決に付するものである。

	（変更前）	（変更後）
契約金額	2, 213, 928, 589円	2, 578, 174, 873円

○ 議案第11号 工事請負契約の変更について（道路建設課）

防災・安全交付金事業国道327号佐土の谷工区（仮称）3号トンネル工事（2工区）の請負契約の変更について、議会の議決に付すべき契約に関する条例第2条の規定により、議会の議決に付するものである。

	（変更前）	（変更後）
契約金額	1, 676, 410, 340円	1, 718, 155, 691円

○ 議案第12号 工事請負契約の変更について（道路建設課）

社会資本整備総合交付金事業主要地方道竹田五ヶ瀬線波帰之瀬工区（仮称）波帰之瀬橋上部工工事（P2張出）の請負契約の変更について、議会の議決に付すべき契約に関する条例第2条の規定により、議会の議決に付するものである。

	（変更前）	（変更後）
契約金額	2, 334, 520, 760円	2, 389, 172, 347円

○ 議案第13号 工事請負契約の変更について（道路建設課）

社会資本整備総合交付金事業主要地方道竹田五ヶ瀬線波帰之瀬工区（仮称）波帰之瀬橋上部工工事（P1張出）の請負契約の変更について、議会の議決に付すべき契約に関する条例第2条の規定により、議会の議決に付するものである。

	（変更前）	（変更後）
契約金額	2, 198, 680, 000円	2, 250, 152, 292円

○ 議案第14号 工事請負契約の変更について（河川課）

大規模特定河川事業耳川福瀬大橋下部工（P2, A1）工事の請負契約の変更について、議会の議決に付すべき契約に関する条例第2条の規定により、議会の議決に付するものである。

	（変更前）	（変更後）
契約金額	473, 819, 925円	522, 758, 278円
契約期間	令和6年10月21日から令和9年3月25日まで	令和6年10月21日から令和9年7月31日まで

○ 議案第15号 工事請負契約の変更について（河川課）

ダムメンテナンス事業松尾ダム右岸小門開閉装置更新工事の請負契約の変更について、議会の議決に付すべき契約に関する条例第2条の規定により、議会の議決に付するものである。

	（変更前）	（変更後）
契約金額	532, 665, 760円	541, 930, 621円

○ **議案第16号 工事請負契約の変更について（特別支援教育課）**

みやざき高等特別支援学校建設主体工事の請負契約の変更について、議会の議決に付すべき契約に関する条例第2条の規定により、議会の議決に付するものである。

(変更前)
契約期間 令和7年9月29日から令和8年8月25日まで

(変更後)
令和7年9月29日から令和8年11月23日まで

○ **議案第17号 財産の取得の変更について（財産総合管理課）**

宮崎県東京ビルの県施設部分の取得の変更について、財産に関する条例第2条の規定により、議会の議決に付するものである。

(変更前)
取得価格 2, 603, 806, 762円

(変更後)
2, 736, 332, 102円

○ **議案第18号 宮崎県総合計画の変更について（総合政策課）**

宮崎県総合計画の変更について、宮崎県行政に係る基本的な計画の議決等に関する条例第3条の規定により、議会の議決に付するものである。

○ **議案第19号 公安委員会委員の任命の同意について（人事課）**

公安委員会委員について、別紙の者を任命するにあたり、警察法第39条第1項の規定により、議会の同意を求めるものである。

○ **議案第20号及び第21号 収用委員会委員の任命の同意について（人事課）**

収用委員会委員について、別紙の者を任命するにあたり、土地収用法第52条第3項の規定により、議会の同意を求めるものである。

○ **議案第22号 収用委員会予備委員の任命の同意について（人事課）**

収用委員会予備委員について、別紙の者を任命するにあたり、土地収用法第52条第3項の規定により、議会の同意を求めるものである。

○ **議案第23号 公立大学法人宮崎県立看護大学が徴収する料金の上限の変更について（医療政策課）**

公立大学法人宮崎県立看護大学が徴収する料金の上限を変更することについて、地方独立行政法人法第23条第2項の規定により、議会の議決に付するものである。

【報告承認 2 件】

○ 報告第 1 号 専決処分の承認を求めることについて（税務課）

議会において議決すべき次の事件を地方自治法第 179 条第 1 項の規定により専決処分したことについて、同条第 3 項の規定により報告し、その承認を求めるものである。

宮崎県税条例の一部を改正する条例
地方税法等の一部改正により、自動車税環境性能割の廃止等が行われ、令和 8 年 4 月 1 日から施行されたことに伴い、宮崎県税条例の改正を行ったものである。
(専決年月日 令和 8 年 3 月 31 日)

○ 報告第 2 号 専決処分の承認を求めることについて（税務課）

議会において議決すべき次の事件を地方自治法第 179 条第 1 項の規定により専決処分したことについて、同条第 3 項の規定により報告し、その承認を求めるものである。

アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の種別割の特例に関する条例の一部を改正する条例
地方税法並びに日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第 6 条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う地方税法の臨時特例に関する法律の改正が令和 8 年 4 月 1 日から施行されたことに伴い、アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の種別割の特例に関する条例の改正を行ったものである。
(専決年月日 令和 8 年 3 月 31 日)

【報告10件】

○ **損害賠償額を定めたことについて**

地方自治法第180条第2項の規定による損害賠償額を定めたことについての報告
22件 5, 298, 410円

○ **宮崎県育英資金の債権管理上必要な訴えの提起、和解及び調停について**
(財務福利課育英資金室)

地方自治法第180条第2項の規定による宮崎県育英資金の債権管理上必要な訴えの提起についての報告

○ **令和7年度宮崎県繰越明許費繰越計算書**

地方自治法施行令第146条第2項の規定による繰越明許の報告

一 一般 会計	200件	繰越額	107, 438, 538, 644円
公共用地取得事業特別会計	1件	繰越額	202, 848, 834円
港湾整備事業特別会計	5件	繰越額	363, 800, 000円

○ **令和7年度宮崎県事故繰越し繰越計算書**

地方自治法施行令第150条第3項において準用する同令第146条第2項の規定による事故繰越しの報告

一 一般 会計	28件	繰越額	8, 906, 884, 629円
---------	-----	-----	-------------------

○ **令和7年度宮崎県公営企業会計（電気事業）予算繰越計算書（企業局）**

地方公営企業法第26条第3項の規定による繰越の報告

款（資本的支出）繰越額 997,484,340円

○ **令和7年度宮崎県公営企業会計（工業用水道事業）予算繰越計算書（企業局）**

地方公営企業法第26条第3項の規定による繰越の報告

款（事業費）繰越額 36,806,000円

○ **令和7年度宮崎県公営企業会計（電気事業）継続費繰越計算書（企業局）**

地方公営企業法施行令第18条の2第1項の規定による繰越の報告

款（事業費）繰越額 526,789,548円

款（資本的支出）繰越額 4,250,918,458円

○ **令和7年度宮崎県公営企業会計（工業用水道事業）継続費繰越計算書（企業局）**

地方公営企業法施行令第18条の2第1項の規定による繰越の報告

款（資本的支出）繰越額 600,875円

○ **令和7年度宮崎県公営企業会計（地域振興事業）継続費繰越計算書（企業局）**

地方公営企業法施行令第18条の2第1項の規定による繰越の報告

款（資本的支出）繰越額 7,832円

○ 令和7年度宮崎県立病院事業会計予算繰越計算書（病院局）

地方公営企業法第26条第3項の規定による繰越の報告

繰越額 109,152,010円

(別紙)

6月県議会定例会に提案予定の特別議案の内容

区 分	現 委 員	提 案 予 定 の 人	備 考	
公安委員会 委 員	氏 名	山下 恵子(やました けい)	山崎 里都子(やまさき りつこ)	任期満了
	役 職	学校法人宮崎学園理事長	弁護士	
	任 期	令5.8.8～令8.8.7 (2)	令8.8.8～令11.8.7 (1)	
収用委員会 委 員	氏 名	新井 貴博(あらい たかひろ)	新井 貴博(あらい たかひろ)	任期満了
	役 職	弁護士	弁護士	
	任 期	令5.7.19～令8.7.18 (2)	令8.7.19～令11.7.18 (3)	
	氏 名	増田 良文(まだ よしふみ)	近藤 央国(こんどう ひろくに)	任期満了
	役 職	弁護士	弁護士	
	任 期	令5.7.19～令8.7.18 (4)	令8.7.19～令11.7.18 (1)	
収用委員会 予 備 委 員	氏 名		長友 重俊(ながとも しげとし)	欠員補充
	役 職	(欠員)	元県職員	
	任 期		令8.7.19～令11.7.18 (1)	

(注)「任期」の()内の数字は任期数。

令和8年6月定例会日程（案）

19日間

月 日	曜	区 分	議 事	備 考
6. 5	金	本会議	開会 会議録署名議員指名 議会運営委員長審査結果報告 会期決定 議案上程 知事提案理由説明	議会運営委員会 9:30
6	土	休 会	(閉 庁 日)	
7	日			
8	月			
9	火		(議 案 調 査)	一般質問通告締切 12:00
10	水	本会議	一 般 質 問	
11	木			
12	金			
13	土	休 会	(閉 庁 日)	
14	日			
15	月	本会議	一 般 質 問	議員発議案締切 17:00 (会派提出)
16	火		一 般 質 問 議案に対する質疑 討論・採決(人事案件) 議案・請願委員会付託	議会運営委員会 9:30
17	水	休 会	常 任 委 員 会	議員発議案締切 17:00 (会派提出を除く)
18	木			
19	金		特 別 委 員 会	議会運営委員会 13:30
20	土		(閉 庁 日)	
21	日			
22	月	(議 事 整 理)		
23	火	本会議	常任委員長審査結果報告 質疑、討論、採決 閉会	議会運営委員会 9:30

令和8年6月定例会

質問実施細目(案)

1 質問の区分

6月定例会の質問は、一般質問とする。

2 一般質問の人数

16名以内とする。

[会派別質問者数]

自由民主党	10名
公明党	2名
県民連合立憲	2名
日本共産党	1名
未来への風	1名

3 一般質問の質問順序

抽選により決定する。

4 一般質問の質問時間

1人当たり30分以内とする。

5 一般質問の通告期限

質問日程に入る前々日(6月8日)の正午とする。

一般質問時間割(案)

6月10日(水)

順序	会 派	質 問 者	時 間	備考
1			10:00~11:00	
2			11:00~12:00	休憩
3			13:00~14:00	
4			14:00~15:00	

6月11日(木)

順序	会 派	質 問 者	時 間	備考
5			10:00~11:00	
6			11:00~12:00	休憩
7			13:00~14:00	

6月12日(金)

順序	会 派	質 問 者	時 間	備考
8			10:00~11:00	
9			11:00~12:00	休憩
10			13:00~14:00	

6月15日(月)

順序	会 派	質 問 者	時 間	備考
11			10:00~11:00	
12			11:00~12:00	休憩
13			13:00~14:00	

6月16日(火)

順序	会 派	質 問 者	時 間	備考
14			10:00~11:00	
15			11:00~12:00	休憩
16			13:00~14:00	